

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課	
(3)子どもの就労支援	(再掲) 就業相談・就業支援講習会(母子家庭等就業・自立支援センター事業)		ひとり親家庭の自立を支援するため、一貫した就業支援サービスを総合的に提供する。(就業相談、就業支援講習会、管内自治体・福祉事務所支援、地域生活支援)	児童福祉課	
	高等学校卒業程度認定試験合格支援		ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。	児童福祉課	
	(再掲) 児童養護施設等対策		アフターケアについては、各施設が自身の施設退所者を対象に対応する。群馬県児童養護施設連絡協議会とアフターケアのあり方について対応を検討していく。 親権を行う者がいない児童等については、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をするとともに、未成年後見人の確保を図る。	児童福祉課	
	(再掲) 身元保証人確保対策事業		児童の就職等の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料を負担する。また、母子生活支援施設長に対し、市が同負担をした場合、損害保険料の一部を補助する。	児童福祉課	
	若者就職支援事業		県内3ヶ所の群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)において、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施する。	労働政策課	
	ニート自立支援		関係機関による自立支援ネットワークの下、県内2か所(前橋・太田)に設置した若者サポートステーションにおいて、ニート等の若者に対する相談・自立支援を行う。	労働政策課	
	(再掲) 高等学校中途退学者支援		群馬県子ども・若者支援協議会を介して、高等学校中途退学者に対して相談支援機関等の活用を促し、社会とのつながりが途切れないようにする。	子育て・青少年課、(教)高校教育課	
	特別支援学校職業自立推進事業		特別支援学校高等部生徒を対象とした1年生進路ガイダンスや職場体験実習、企業採用担当者学校見学会等を通じ、高等部卒業後の社会的な自立のための就労支援や生活支援の充実を図る。	(教)特別支援教育課	
	(4)関係機関と連携した包括的な支援体制の整備	(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業		生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。	健康福祉課
		(再掲) 生活保護		被保護児童については、課題を抱える児童について教育機関との連携を図ると共に、ケースワーカーの要保護児童連絡協議会への参加等により、児童の健全育成について関係機関との連携を図る。	健康福祉課
		(再掲) 群馬県妊産婦支援事業		心身の不調や家庭環境の問題等、特に支援を必要とする妊産婦に対し、医療機関と市町村等の関係機関が連携を図りながら支援を行う。	児童福祉課
		(再掲) 子育てこころの相談・産後うつ相談		妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みのある方、また、日頃からメンタルヘル스에不安を抱えながら子育てをする母親に対し、精神科医等による相談を実施し、母児への支援を行う。	児童福祉課
		(再掲) 妊娠出産包括支援推進		市町村と協働し、より身近な場所での妊産婦等を支える仕組みを構築するため、連絡調整会議や先行事例の情報提供等を行う。	児童福祉課
		(再掲) 女性健康支援センター事業		望まぬ妊娠や、子育ての悩みなど、女性の各ライフステージにおける心身の健康に関する相談に幅広く応ずるための電話相談事業を行う。(公社)群馬県助産師会へ委託	児童福祉課
総合教育センター相談事業			生活や学習上の諸問題を解決するため、児童生徒や保護者を対象とした相談において、児童相談所等の関係機関との連携を図っている。	(教)総合教育センター	
要保護児童対策地域協議会運営研修			関係機関の連携による組織的対応が重要であることから、市町村の要保護児童対策地域協議会を対象に研修会を開催し、児童相談体制の強化を図る。	児童福祉課	
(再掲) 若者就職支援事業			県内3ヶ所の群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)において、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施する。	労働政策課	
(再掲) ニート自立支援			関係機関による自立支援ネットワークの下、県内2か所(前橋・太田)に設置した若者サポートステーションにおいて、ニート等の若者に対する相談・自立支援を行う。	労働政策課	
(5)支援する人員の確保等	社会的養護施設等職員配置加算		児童養護施設等において、「社会的養護の課題と将来像」に示されている職員配置を行い、入所児童への処遇体制改善を図った施設に対して、措置費を加算する。	児童福祉課	
	里親支援事業 家庭児童福祉推進		乳児院、児童養護施設に里親支援担当職員を配置する。里親の会や市町村、NPO法人等と連携し、里親制度の普及啓発に努め、里親登録者を増やすとともに里親委託率を平成41年度までに3割超とする。児童相談所職員については司法面接や子育て講座トレーナー養成などの専門研修を受講し、資質向上及び体制強化を図っていく。	児童福祉課	
	(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業		相談支援員の養成は、当面の間、国の役割として位置付けられているが、県では、独自に相談支援員及び関係機関の職員に対して研修を実施する等、生活困窮者自立相談支援事業に従事する職員の資質向上に取り組む。	健康福祉課	
	生活保護(実施水準向上)		担当職員資質向上を目的とし、ケースワーカーその他生活保護関係職員について、新任職員研修会、担当者等研修会、就労支援員意見交換会等を実施する。	健康福祉課	
	管内自治体・福祉事務所支援(母子家庭等就業・自立支援センター事業)		母子・父子自立支援員及び自立支援員と連携する相談関係職員の資質向上を図るため、研修会を開催する。	児童福祉課	

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
	(5)支援する人員の確保等	(再掲)子育ての支援者研修会	各地域で子育て支援の中心となる人材の資質向上とネットワーク作りを行うための研修会を実施する。	(教)総合教育センター
	(6)住まいの確保	住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方のうち、一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。市部は各市、町村部は県が担当する。	健康福祉課
		県営住宅子育て支援	子どもの養育の負担が大きい子育て世帯を支援するため、子育て中の世帯(13歳未満の児童と同居)に対し、小中学校に近接する県営住宅を期限付で斡旋するとともに、抽選の優遇や入居収入基準の緩和等を行う。	住宅政策課
		地域優良住宅供給促進	居住環境が良好な賃貸住宅への入居を支援するため、特定優良賃貸住宅への家賃の助成を行う。	住宅政策課
		あんしん賃貸支援事業	子育て世帯の居住の安定確保を図るため、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、居住を支援するサービスの提供を促進する。	住宅政策課
		母子父子寡婦福祉貸付金	母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設、補修等のための資金等12種類の貸付を行う。	児童福祉課
3 保 護 者 に 対 す る 就 労 の 支 援	(1)親の就労支援	(再掲)就業相談・就業支援講習会(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	ひとり親家庭の自立を支援するため、一貫した就業支援サービスを総合的に提供する。(就業相談、就業支援講習会、管内自治体・福祉事務所支援、地域生活支援)	児童福祉課
		高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の親が国家資格等取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。	児童福祉課
		母子・父子等自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の希望や事情等に即した自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携し就業支援を行う。	児童福祉課
		離職者等再就職訓練(委託訓練)	離職者等を対象に、民間の教育機関や企業等を活用して多様な職業能力開発の機会を提供し、早期再就職を支援する委託訓練事業において、ひとり親家庭の親の入学枠を設け、職業的自立を促進する。	産業人材育成課
		生活保護自立支援プログラム 生活保護受給者等就労自立促進事業	被保護者を対象として、福祉事務所のケースワーカーや就労(自立)支援員が自立阻害要因に対応した就労支援や他法他施策の活用による支援を行う。また、就労可能な被保護者については、ハローワークと連携し就業支援チームがプログラムに基づいた計画的な支援を行う。	健康福祉課
		(再掲)生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。	健康福祉課
		生活困窮者認定就労訓練事業	ある程度就労の能力は持ち合わせているものの、長期に就労から離れている事等から直接一般就労が困難な方などについて、法人の自主事業として、事業所内で働く場を設けてもらう。社会福祉法人等に対して、積極的に事業に取り組んで頂けるよう働きかけを行う。	健康福祉課
		(再掲)若者就職支援事業	県内3ヶ所の群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)において、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施する。	労働政策課
	(2)学び直しの支援	(再掲)いきいきGカンパニー認証制度	育児休業制度の整備・取得促進に加え、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度を設け、その普及を図る。	労働政策課
		群馬県シニア就業支援センター運営	中高年齢者の再就職や多様なニーズに対応した相談・情報提供から職業紹介まで、ワンストップサービスによる支援を実施する。	労働政策課
		自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ること目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給する。	児童福祉課
		(再掲)高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。	児童福祉課
		(再掲)学び直しのための支援金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金の支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も卒業までの間(最長2年)就学支援金相当額を支給する。	学事法制課 (教)管理課
		生活保護(技能習得)	ひとり親家庭の親については、技能習得費の活用により就労・自立に資すると見込まれる者に対して資格取得等に係る技能習得費の支給を行ってきたが、資格取得等よりも高等学校就学がより収入増につながる就労機会確保の可能性につながると認められる場合は高等学校等就学費を支給する。	健康福祉課